

子どもたちには未来を！ 高齢者には生きがいを！ 家庭には笑顔を！ 地域には絆を！



吉浜まちづくり協議会 平成26年度 第8回 通常総会

平成27年4月23日（木） 吉浜ふれあいプラザ2階



吉浜まちづくり協議会

電話 0566-52-1101

第8回通常総会資料正誤表

ページ	項目	正	誤
2-4	2-2 高齢者いきがいグループ お互いじゅんネット	町内会ならびに金融 機関・新聞店など…	町内会ならびに金融 機関・新聞店など…
4-1	31 理事 鈴木和見	八幡町新田町町内会 長、高浜市行政連絡 会副会長	八幡町新田町町内会 長、高浜市行政連絡 会会長
別紙	サロンぼっぼっぼ	第5期経営決算報告 書	第3期経営決算報告 書

<つと盛り烈き我平のS如平>

1. 開会のことば

2. 理事長あいさつ

3. 議長選出

4. 議 事

第1号議案 平成26年度 事業報告・収支決算報告

第2号議案 平成27年度 事業計画(案)・収支予算(案)

第3号議案 吉浜まちづくり協議会規約改定(案)

第4号議案 平成27年度 役員・理事・監事の選任(案)

5. 新役員紹介および代表挨拶

6. 議長退任

7. 来賓祝辞

高浜市市長

吉岡初浩 様

県議会議員

杉浦孝成 様

8. 閉会のことば

〈平成26年度を振り返って〉

「子どもたちには未来を！高齢者にはいきがいを！家庭には笑顔を！地域には絆を！」の4つの理念のもと、それぞれの事業を盛況のうちに終えることができました。

それぞれの事業はおのおの少しずつではありますが、理念の浸透に伴い方向性を見出している様に思えます。そして、それぞれの事業において、理念に基づいた新たな側面も生まれてきている様に思われます。ただ一方で、課題も多く認識できた年でもあった様に思います。

前年度の「吉浜音頭」の様な目玉になる事業はありませんでしたが、それでも防災事業では、高浜市のモデル地区訓練を実施し、今後へ向けての成果と課題を見つけることができました。各町内会の地区防災訓練から継続する形での避難所開設訓練は、繋ぎの部分に若干の齟齬を来した面もありますが、流れを認識する上ではそれなりの成果があったと思います。又、避難所開設訓練自体も、少ないとはいえ子どもたちの参加を得、様々な事態に対処できる様な訓練ができつつあるのかなと思います。こうしたことを1年1年積み上げて行けば、きっと素晴らしい防災地区ができあがるだろうと考えています。

ふれあいフェスタについては、「にじいろ音楽隊」の参加をみたこともあって、子どもと大人が一体となった楽しい雰囲気を作り上げることができました。この様な一体感をプロを介する事なく今後どうやって作り上げて行くかは大きな課題ではあるのですが、世代を超えたフェスタというイベントの中で、子どもたちも高齢者も楽しめることができることは、まさに地域の絆を強化することに大きな力となるであろうと考えます。

このフェスタの中心となったのが、「さわやか歌広場」に集った高齢者だったのですが、「歌」を通じて「元気なお年寄り」が吉浜に溢れることは喜ばしいことだと思います。

又、高齢者については、認知症になってしまった人の徘徊に対する対応として、搜索訓練を実施しました。今回が初めての試みであり、今後解決しなければならない問題はたくさんありますが、大きな一歩を踏み出せたと認識しています。

伝統文化の面では、人形文化研究会を発足させ、細工人形・菊人形といった文化をどう広げて行くかについて議論をしてきました。資金面・人材面等多くの課題が山積していますが、共通認識はできたのではないかと評価しています。

防犯についても、度重なる空き巣被害など対処すべき問題は多く、わたしたちができることは何かを地域の各団体の皆さんと話し合っただけでなく、一層の協力関係が必要と考えています。

環境問題に関しても、地域の多くの方の協力を得て活動してきました。一層のステップアップを目指すには、何を行ってゆけば良いのか考える必要があるでしょう。

食育事業に関しても、少しずつ軌道に乗ってきたと認識していますが、この先どう進めて行くかをじっくり考えて行く必要を感じます。

これらを踏まえ、来年度は中長期的に課題解決してゆく年にしたいと思います。

事業名：子どもグループ

番号	事業項目	実施日	実施場所	実施内容
1-1	あいさつ・声かけ活動事業 吉小児童・高中生徒の登校時の安全確保と、朝の挨拶がしっかりできるよう習慣づける	毎月5日 15日 25日 7:30 ～ 8:30	学校区8交差点 ・吉浜公民館西 ・屋敷町 ・神谷板金前 ・吉浜小東 ・山田橋(芳川町) ・八幡社東 ・八幡町四丁目 ・吉浜保育園東	吉浜小学校区内8ヶ所の交差点に立ち、登校する吉浜小学校児童や高浜中学校生徒に朝の挨拶・声かけをすると共に、横断旗で交通安全を図った。 ・4～9月 延べ88名 ・10～3月 延べ108名 *下期より山田橋から芳川町に場所を変更した。
1-2	子ども110番宅訪問及び吉浜小学校通学路確認事業 吉小へ入学する園児親子を対象に、通学路の危険個所の確認及び110番宅の確認をする	3/14	吉浜小学校区全域 (公募・訪問を承諾された110番宅)	平成27年4月に吉浜小学校に入学する児童を対象に、保護者ともども歩くことにより、危険個所や通学時間の確認を行うと共に、訪問を承諾された110番宅の家人との顔合わせを行った。 ・親子合わせ40人
1-3	子ども110番宅設置事業 地域内での子どもたちを狙った犯罪を防止し、子どもたちの安全を図る	年間	公募による設置承諾の家及び町内会役員宅	子どもたちの安全確保のため、公募で110番の旗設置の家を決定し、旗とポールを支給し子どもたちの目のつきやすいところに設置した。 八幡町(27)、小池町(24)、屋敷町(38)、呉竹町(46)、芳川町(32)
1-4	夏休みラジオ体操事業 児童・園児の夏休み中の早起きなど、健康な生活習慣を育成する	8/20 ～ 8/24 6:30 ～ 6:40	八幡社 丸畑公園 蛇抜公園 吉浜小学校	各会場ごとに朝のラジオ体操を行った。更に、最終日には全員で小学校のグラウンドの草取りを実施した。 ・8/20～23 延べ2,400名 ・8/24(草取り) 240名

番号	事業項目	実施日	実施場所	実施内容
1-5	子ども七夕まつり 事業 小学校の児童も運営に参加し、子どもたちが楽しめる地域交流の場を提供する	7/6	吉浜小学校体育館	吉浜小学校児童及び4幼保園児の作った笹飾りを設置し、子ども商店街や露店、ゲーム、抽選会等で保護者や地域の人たちに楽しんでもらい、交流を図った。 収益金は吉浜小学校に寄贈 (コーナー・ポスト) ・参加人数 延べ 2,200名
1-6	各種講座開設事業 地域の方々の講師を中心に狙いにあった講座・教室を計画的に開催する ・子ども向け講座 ・趣味講座 ・文化講座 こうした活動を通じて、地域の子どもの育成を図る	7回/月 1回/月 2回/月 12回/年 2回/月 夏休み 12月 12月 12月 12月	ふれあいプラザ	◎囲碁教室 今年から子どもも参加し、高齢者との交流を図った。 ・参加人数 延べ 1,500名 ◎切手アート教室 ・参加人数 延べ 200名 ◎さわやか歌広場 ふれあいフェスタ・鬼みちまつりにも参加した。 ・参加人数 延べ 2,800名 ◎大人の手芸講座 ・参加人数 延べ 305名 ◎大人の生け花講座 ・参加人数 延べ 360名 ◎夏休み子ども講座 プロの技を学ぼう/折り紙押し花/紙漉き/ラップシート切手アート/ヒコキを作ろう 子ども手芸 ・参加人数 延べ 70名 ◎ゆ縄かざり講座 ・参加人数 延べ 30名 ◎ケーキづくりコンテスト ・参加人数 延べ 28名 ◎ハンコで手作り年賀状を作ろう ・参加人数 延べ 20名 ◎苔玉講座 ・参加人数 延べ 15名

番号	事業項目	実施日	実施場所	実施内容
1-7	各種展示・交流事業 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content;"> 幼保園児・小学校児童・グループの作品展示を通じて地域交流を図る </div>	1月 10/19	ふれあいプラザ 吉浜小学校体育館 (ふれあいコンサート内)	◎各種展示交流事業 幼保園児・小学校児童による作品展示を行った。 ◎手芸・生け花講座作品展示
1-8	子どもたちと地域住民のふれあい事業 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content;"> 夏休みに子どもたちに学習の場と時間を提供する </div>			*本年度は、小学校の冷房設備が整い、サマースクールは小学校で実施したため、この事業は未実施となった。
1-9	幼児とヤングママのふれあい事業 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content;"> 幼児とヤングママが集まり、話し合いのできる場を提供する </div>	3回/月	ふれあいプラザ	幼児を持つヤングママに遊びながら学べる幼児教育の場を提供した。同時に、ヤングママどうしの話し合いの場を提供した。 ・参加人数 延べ 870名 *当初の計画は2回/月であったが、ヤングママの要望が強く、3回/月で実施した。

事業名：高齢者いきがいグループ

番号	事業項目	実施日	実施場所	実施内容
2-1 (1)	深め合い事業 (健康体操) 高齢化に伴う筋力の低下を、ストレッチ体操実施により健康の保持を図る	4回/月	ふれあいプラザ	床運動と椅子運動を毎月2回ずつ実施し健康増進を図った 毎回約45名の参加者がおり高齢者の集いの場となっている。
2-1 (2)	深め合い事業 (ウォーキング) 足腰を鍛え高齢者の健康づくりを図る ウォーキング大会	2回/月 3/14	吉浜小学校区 吉浜一周コース (80分コース)	毎回1時間程度で、コースを変えて吉浜地区内の4コースを歩く。 平均20名の参加者。 参加者には万歩計を貸与し、自らの歩数を確認し成果を確認している。 年間の締めとしてウォーキング大会実施 ・参加者 45名
2-1 (3)	深め合い事業 (井戸端会議) 高齢者に外出の機会を提供し健康づくりを図る	2回/月	ふれあいプラザ	地域の高齢者を対象に、折り紙教室など各種活動を実施した。 成果物をフェスタなどで展示したり、七夕まつりなどで折り紙教室を実施するなど、子どもたちとの交流を図った。 ・折り紙教室 延べ120名
2-1 (4)	深め合い事業 (グラウンドゴルフ大会)	12月	小池グラウンド	吉浜地区グラウンドゴルフ同好者の交流の場を提供するために、グラウンドゴルフ大会を実施した。 ・参加者 60名
2-1 (5)	深め合い事業 (健康講話)	2月	ふれあいプラザ	吉浜地区高齢者を対象に高齢者と泌尿器の病気をテーマに講演会を実施した。 ・参加者 70名
2-2	こっこネット事業 認知症徘徊者の捜索と見守りのためのネットを構築し、安心して住めるまちづくりを進める	3/1	吉浜小学校区内	行政とタイアップし、民生委員・町内会並びに金融機関・新聞店などと連携し、徘徊者捜索訓練を行った。 ・参加者 75名

番号	事業項目	実施日	実施場所	実施内容
2-3 (1)	認知症対策事業 (啓蒙寸劇)	8/22	吉浜公民館	ちよいボケー座の公演を行い、認知症に対する正しい知識の啓蒙をすすめる、認知症サポーターの養成を図った。 ・参加人数 145名 ・サポーター養成 115名 *小学生が3名参加し盛り上がった。
	認知症の正しい知識で見守り力を向上させ、安心できるまちづくりを進める			
2-3 (2)	認知症対策事業 (回想法講座)	11/12	ふれあいプラザ	昔の遊びなどを題材に昔を回想する話し合いを通じて、認知症予防の講座を実施した。 ・参加者 21名(いきいき) 3名(安立荘)
	昔を回想し話し合う講座を実施し、認知症予防を図る			
2-4 (1)	自然塾事業 (農園事業)	年間	ふれあい農園	園児とふれあいながら4品目の野菜の作付けと収穫をした。 ◎さつまいも ◎じゃがいも ◎玉ねぎ ◎大豆
2-4 (2)	自然塾事業 (園児とのふれあい)	年間 7/4 8/30 10/11 2/14	吉浜保育園	保育園行事へ参加、交流を図った。 ◎七夕会 ◎夏祭り ◎運動会 ◎生活発表会
2-5	男の料理教室	1回/月	吉浜公民館	年間を通じて、簡単にできる男の料理の基本を学び、家庭内での融和と参加者の交流を図っている。 平均19名の参加があった。

事業名：伝統文化グループ

番号	事業項目	実施日	実施場所	実施内容
3-1	菊一本でまちづくり 市の花である菊の栽培・育成を通じ①子供達との交流の拡大と地域の活性化②伝統文化(人形文化)の継承③子ども達と共に自然とふれあい、情操教育に寄与を図る	12-1月 12-4月 5-6月 7-10月 11/5-8 11/9-17 菊まつり 11-12月	農園菊畑 農園菊畑 ビニールハウス 吉浜小学校 地域内幼保園 高浜中学校 吉小、幼保園 ふれあいプラザ 人形小路 東刈谷小学校	◎菊畑の耕運養生 ◎親株菊の植え付けと管理 ◎菊の芽挿し苗づくり ◎菊苗の定植と育成管理(鉢植え、水やり、除草、施肥、摘芯) ◎里親菊の鉢植え定植と管理 ◎子供菊人形の花付け ◎菊まつりで鉢菊展示(吉小、里親菊) *東刈谷小より鉢菊を育成の要請が有り対応した
3-2	子ども菊人形 吉浜の誇りある伝統文化の人形制作を通じ①作る喜びと自然への親しみを体験してもらい、情操教育に活かす ②子ども・親を巻き込み、地域の連帯と活性化を図る	9-11月 11/8-16 菊まつり	子ども菊人形製作工房 吉浜小学校 地域内幼保園 ふれあいプラザ	小学校4年生は、今年最大の話題テーマ「アナと雪の女王」を制作し菊まつりに展示。その展示会場は人形小路1番館ブースの一画で、菊人形展に来場いただいた皆さんに、吉浜の伝統を継承していくために子ども達を巻き込んだ活動をしていることをアピールした。 幼・保園は3園の合作で「一寸法師」を制作、菊まつりにヤオハル跡会場に展示した。
3-3	わがまち自慢の細工人形を盛り立てよう 吉浜の伝統文化「細工人形」の制作技術を後世に継承していくために、研修のできる環境の整備と、まちぐるみで後継者の育成を行いまちづくりに貢献する	4-5月 9/29 11/8-16 菊まつり	柳池院内工房 子供菊人形製作工房 子供菊人形展示会場	吉浜細工人形保存会の人形制作に参加し、基本技術の指導伝授を受ける。 細工人形の技法や材料を用いたワークショップを実施し、細工人形制作に肌でふれ、関心を持ってもらう。 ・参加人数 11名 (日本福祉大学卒業関係者) 子ども菊人形の制作では、細工人形の技法も取り込み、そのPRにも寄与する。

<p>3-4</p>	<p>人形文化の普及 PR</p> <p>昨年まで取り組まれた「高浜市人形文化活性化委員会事業(文化庁による映像記録化)が終了したが、今後も吉浜の誇りたる人形文化の継承保存に向けて「高浜人形文化研究会」を発足し、普及 PRを図る</p>	<p>5~11月#1 研究会 5/14 #2 研究会 6/25 分科会 7/30 分科会 9/10 分科会 10/8 分科会 11/12 #3 研究会 12/24</p>	<p>ふれあいプラザ</p>	<p>作り隊と広め隊の2つの分科会で構成する「高浜市人形文化研究会」を発足し、川井先生、野地先生もメンバーに交え、吉浜の伝統文化の継承に向けた取り組みの方向性とその進め方を検討する。</p>
------------	--	---	----------------	---

<p>大のこころを守る</p> <p>「こころを守る」事業</p> <p>（各SSまじり）各48 音成巻・</p>	<p>吉浜市立中央公民館</p> <p>一口の調ゆる</p> <p>又</p>	<p>8S\T 4S 8S</p>	<p>会館前</p> <p>（4）</p>
<p>「こころを守る」事業</p> <p>（各SSまじり）各48 音成巻・</p>	<p>吉浜市立中央公民館</p>	<p>日8 （民団）</p>	<p>（1）</p> <p>・日の巻目）</p> <p>（各SSまじり）</p>
<p>「こころを守る」事業</p> <p>（各SSまじり）各48 音成巻・</p>	<p>吉浜市立中央公民館</p>	<p>8回 （巻） 8回 （巻） 回4~1 日 （巻）</p>	<p>（5）</p>
<p>「こころを守る」事業</p> <p>（各SSまじり）各48 音成巻・</p>	<p>中央公民館</p>	<p>8S\8 4\11</p>	<p>（8）</p>

事業名：防犯グループ

番号	事業項目	実施日	実施場所	実施内容
4-1 (1)	みんなで吉浜を“マ モンルンジャー”事 業 (防犯教室・交通教 室・防犯啓発)	年間	ふれあいプラザ 吉浜公民館 小池グラウンド スーパーヤマナカ 吉浜小学校周辺 他	多数の人たちが参加する機会に防 犯や交通安全の講話を実施し、啓 蒙を図った。 ・防犯教室 6回 ・交通教室 1回 ・防犯啓蒙 3回 ・参加者 延べ279名
4-1 (2)	小学校・幼保園のパ トロール	1回/月	吉浜小学校区内 小学校及び幼保園	小学校・幼稚園・保育園の構内及 び周辺のパトロールを実施した。
4-1 (3)	イベント開催時警 戒	年間	各会場周辺	吉浜小学校区内でのイベント開催 時に、交通安全を中心に警戒体制 をしいた。 ・花まつり、七夕まつり、盆踊 文化祭、ふれあいフェスタ、 菊まつり、雛めぐり
4-1 (4)	青パト乗車体験会	7/23 24 25	吉浜公民館周辺の 約15分間のコー ス	吉浜小学校児童と保護者に、防犯 活動や交通ルールを守ることの大切 さを青パトに乗車して体験して もらった。 ・参加者 34名(子ども22名)
4-2 (1)	こっこパトロール 事業 (住護の日・ 徒歩パトロール)	15日 (毎月)	吉浜小学校区全域	ゴミを拾いながら環境美化を兼ね て、地域をパトロールした。 ・参加者 延べ56名
4-2 (2)	青パトによるパト ロール	3回/週 (昼) 2回/週 (夜) 1~4回 /月 (深夜)	吉浜小学校区全域	吉浜こっこパトロール隊員により 青パト(3人一組)で、域内をパ トロールし、安心・安全なまちを めざし活動した。 ・参加者 延べ789名
4-2 (3)	青パト講習会	5/22 11/14	中央公民館	青パト乗車の方に3年毎に警察に よる講習会を受講してもらった。 ・参加者 26名

事業名：防災グループ

番号	事業項目	実施日	実施場所	実施内容
5-1	地震の揺れ体験会 地震の怖さを体験してもらい、地震に対する備えをして貰う	8/24	吉浜公民館	起震車による「東日本大震災」の揺れを体験し、防災意識の向上を図った。 事後、アンケートを実施した。
5-2	無線機の取扱と交信訓練 町内会関係者を対象に無線機の取扱・交信訓練の実施を行う	6/8	ふれあいプラザ	MCA・トランシーバーの取扱方法、交信訓練、維持管理について講習会を行い、いざという時のための訓練をした。
5-3	避難所開設訓練 大規模災害発生時における避難所開設活動を市のモデル訓練として実施する	9/7	吉浜小学校及び周辺	◎避難所の応急危険度判定 ◎負傷者要援護者の搬送受入訓練 ◎応急手当訓練 ◎避難者の居場所誘導、名簿作成 ◎避難者自主組織の編成訓練 ◎避難者数集約、本部への伝達 ◎伝言板記入訓練 ◎トイレ水流し訓練 ◎α米炊き出し訓練
5-4	ガラス飛散防止 フィルム貼りによる要領注意点等の体得を図る	11/22	ふれあいプラザ	フィルム貼り実技会を実施した。 ◎ガラス貼り資機材の解説 ◎フィルム貼りの実演 ◎フィルム貼りの実施 ◎貼り状況の評価
5-5	総合防災訓練 高浜市総合防災訓練への参加	9/7	五町町内会会場 ふれあいプラザ	各町内会訓練計画を検討の上、避難者・被害の伝達訓練の実施、及び各町内会の集約結果とタオル掛け結果を市本部へ無線伝達の実施をした。
5-6	避難所備品倉庫の管理	8/3 2/1	吉浜小学校北門東	チェック・シートによる数量確認を実施した。

事業名：環境グループ

番号	事業項目	実施日	実施場所	実施内容
6-1	<p>道路清掃事業</p> <p>地域住民、近隣企業の参加によりモデル道路の清掃除草活動を行い交流と環境美化意識の高揚を図り綺麗な吉浜をつくる</p>	<p>7/27</p> <p>2/15</p>	<p>県道碧南高浜環状線</p> <p>吉浜堤防道路</p> <p>県道名古屋碧南線</p>	<p>県道碧南高浜環状線の草取りと清掃、吉浜堤防道路の草刈と漂流物の撤去及び清掃を実施した。</p> <p>・参加者 367名</p> <p>県道名古屋碧南線道路沿いの草取りと清掃、各町内会の生活道路沿いの清掃をした。</p> <p>清掃後は地域住民の交流を図る為おしるこ会を丸畑公園で開催した。</p> <p>・参加者 402名</p>
6-2	<p>公園、道路の美化事業</p> <p>やすらぎのあるまちづくり、花いっぱい空間づくり</p> <p>公園や広場の一角、歩道の植込みの最大利用した憩いの場づくり</p>	年間	<p>吉浜小学校区内各公園</p> <p>吉浜駅前</p> <p>小池町五丁目まち角花壇</p> <p>県道碧南高浜環状線</p> <p>人形小路沿い</p> <p>通学路沿い</p>	<p>花壇の里親制度により、地域の方に花の維持管理をお願いした。</p> <p>・里親 36名(32箇所)</p> <p>県道碧南高浜環状線、吉浜地区の歩道の植込み部分の花壇、約1kmの環境美化の実施した。</p> <p>環境グループ員が参加して季節の花を植え環境美化に努めた。</p> <p>(毎月一回実施)</p>
6-3	<p>自然との共生事業</p> <p>吉浜の海岸付近に飛来する野鳥を観察する中で自然の良さや共生について考える機会をつくる</p>	12/7	吉浜堤防道路沿い	<p>野鳥観察をしながら、自然とのふれあいを体験する。</p> <p>5名のインストラクターと共に野鳥観察をしながら野鳥とのふれあいをした。</p> <p>・参加者 57名(子供14名)</p> <p>32種類の野鳥を観察できた。</p> <p>堤防道路沿いのゴミ拾いもして環境美化に努めた。</p>

事業名：ふれあいフェスタ

番号	事業項目	実施日	実施場所	実施内容
7-1	よしはまふれあい フェスタ事業	10/19	吉浜小学校体育館 特別教室 中庭 運動場	<p>◎ふれあいコンサート(体育館) 「さわやか歌広場」を吉小体育館へ にじいろ音楽隊、“Let It Go”の 独唱などで子どもから高齢者まで の世代を超えた交流を図った。 ・参加者 約700名</p> <p>◎おしるこ大会(中庭) もちつき大会からおしるこ大会へ (容器の個数:約750個) ・参加者 約700名</p> <p>◎ものづくりコーナー(特別教室) 「子ども講座」を吉小特別教室へ ①キーホルダー②缶バッジ (材料不足で打切り) ・参加者 約400名</p> <p>◎展示コーナー 各種講座関係の成果物の展示 ①いけばな②手芸③折り紙</p> <p>◎ミニ講座 いけばなミニ講座</p> <p>◎ミニ動物園(運動場) ポニー、ヤギ、ウサギ、モルモット等 (乗馬した子ども:167名) ・参加者 約400名</p> <p>◎アーカイブス他展示(体育館) ・フェスタ全体への参加者 約1,500名</p>
7-2	子ども盆踊り大会	8/13 8/14	丸畑公園 中の濱駐車場	<p>◎子ども盆踊り大会 ドラえもん音頭/ハム太郎音頭 子ども盆踊り団扇配布、記念品配布 ・参加者 延べ約900名</p>
7-3	おしるこ大会	10/19	吉浜小学校中庭	7-1 に含む

事業名：広報事業

番号	事業項目	実施日	実施場所	実施内容
8-1	広報事業	年間	吉浜学校区内他、各 行事開催場所	◎こっこ通信の発行 (第26、27、28、29、30号) ◎ブログの運営 ・書き込み件数 155件 ◎掲示板情報収集と展示 ◎他まち協との情報交換 ◎他団体との情報交換 ◎各地域の情報収集
8-2	パネル展示事業	年間	吉浜学校区内他、各 行事開催場所	年間を通じて、吉浜まちづくり協 議会の活動を目で見える形にして 展示した。 吉浜細工人形等の歴史的資料を展 示した。 各種イベント案内等のポスター作 成をした。
8-3	アーカイブズ事業 歴史的資料の展開 と保管をする 吉浜・高浜・高取に 関する写真・資料とこ ぼれ話等を多くの人 に伝える	年間	ふれあいプラザ ふれあいフェスタ 他各会場 出前報告	アーカイブズに関するブログ数 26件 福祉関係・図書館・小学校・集會 所・健康自生地・プラザ等で、広 報活動報告会を開催した。 ・参加者 延べ約900名
8-4	映像事業	年間	高浜市内	吉浜まちづくり協議会が取り組ん でいる活動を動画として記録し、 菊まつり会場・視察団体・理事会・ 各グループ会議・総会等で報告し た。

事業名：食育事業

番号	事業項目	実施日	実施場所	実施内容
9-1	野菜の植え付けと収穫 野菜の植え付けと収穫作業の指導支援を通じて、食育を体験する	年間 随時	北部保育園農園 なかよし農園	大根・じゃがいも・トマト・ナス・キュウリ・トウモロコシ・ニンジン・さつまいも・玉ねぎ・大豆他種類を拡大し、植え付け収穫のガイドとサポート及びそのための準備作業を実施した。
9-2	野菜の収穫等を通しての家族共々の食育体験 野菜の収穫指導支援を通じて、家族共々食育を体験する	年間 随時	北部保育園農園 なかよし農園	さつまいも・じゃがいも等の代表野菜の収穫ガイドとサポート及びそのための準備作業を実施した。
9-3	園児とのふれあい	6/30 7/18 10/18 1/9 2/14	北部保育園農園	収穫祭（野菜料理の昼食会）・夕涼み会（地域の人紹介）・運動会・新年会・生活発表会（ゲームに参加）などの行事に参加、地域の話題他を提供しながら、園児たちとのふれあいをした。

収支決算報告

<収入の部>

(金額単位:円)

摘要	(A)実績	(B)予算	(A-B)予算差	備考
事業収入	20,374,107	20,374,107	0	
予算枠事業	9,964,000	9,964,000	0	
委譲事業	5,137,000	5,137,000	0	
委託事業	5,273,107	5,273,107	0	
雑収入	32,291	15,000	17,291	
受取利息	1,486	1,000	486	
その他	30,805	14,000	16,805	
小計	20,406,398	20,389,107	17,291	
前期繰越金	3,172,883	3,172,883	0	
収入合計	23,579,281	23,561,990	17,291	

<支出の部>

摘要	(A)実績	(B)予算	(A-B)予算差	備考
子どもグループ	1,182,148	1,535,000	-352,852	
高齢者グループ	525,779	602,000	-76,221	
伝統文化グループ	3,411,835	3,405,000	6,835	
防犯グループ	1,594,462	1,734,000	-139,538	
防災グループ	425,530	427,000	-1,470	
環境グループ	846,441	849,000	-2,559	
ふれあいフェスタ	723,138	740,000	-16,862	
広報事業	528,076	596,000	-67,924	
食育事業	216,438	217,000	-562	
公園管理事業	2,588,683	3,011,000	-422,317	
事業運営費	1,413,540	2,000,000	-586,460	駐車場料金返金
プラザ管理費	5,273,107	5,273,107	0	
小計	18,729,177	20,389,107	-1,659,930	
当期繰越金	4,850,104	3,172,883	1,677,221	
支出合計	23,579,281	23,561,990	17,291	

監査報告書

平成26年度の吉浜まちづくり協議会について、監査を実施しました。

その結果、関係証憑・会計台帳・預金通帳等について、いずれも適切に

処理されていたことを認め、ここに報告します。

平成27年4月6日

監事

新浦政憲

監事

野々山 照二

〈平成27年度に向けて〉

平成28年3月31日には、吉浜まちづくり協議会は10年目に入ります。

この10年間の活動は、最初の4年間の創成期を経て、その後の4年間の発展期がありました。そうした中で、吉浜まちづくり協議会の活動の大きな枠組みは固まって来たように思います。10年目を目前にして、今後の吉浜まちづくり協議会をどうしてゆくかという方向性が問われる年になっている様に思います。この一年間は、事業全体を振り返り見直す期間になるかと思いません。

たまたま27年度は、吉浜体育館の補修工事があり、駐車場の借用問題もありということで、27年度は事業を縮小せざるを得ない年になりました。これは事業のあり方を考える良いきっかけになるのではと思います。今年は、そういった意味で2、3年先の吉浜まちづくり協議会を考える年にしなければならないと思います。時を同じくして、高浜市全体としても「地域計画」の見直しの時期にきています。

そのため、過去を振り返る意味で、吉浜まちづくり協議会の「10年史」の編纂を考えています。過去の事業を振り返り、そこでのいろいろな議論を踏まえて、これから先をどうしてゆくかを考えたいと思います。そこでは、事業のあり方そのものにも踏み込む必要があるかも知れません。少ない費用で大きな効果を得るにはどうしたら良いのかと言う視点も必要となってくると思います。26年度には、「生涯現役まちづくり」や「行方不明高齢者模擬訓練」など、市役所の各部門とタイアップした事業も実施してきました。こうした活動も一つの事業の形だろうと思います。

各事業について、それぞれ将来に向けての問題意識を持って、現在の活動をしてゆく必要があるでしょう。百年一日のごとく事業を進めて行けば、どこかで壁につき当たると思います。そうなる前にどう手を打つかが、事業を長く続けるための根底だと思えます。新規性と継続性の二面の兼ね合いをどうしてゆくかを考える必要があります。その意味でも、本年度の様な環境の違いは、良いチャンスではと思います。

いずれにしても、この1年間は大きな転換期になると思えます。掲げた4つの理念に向けてこの大事な時期を乗り切らなければなりません。

笑顔で10年目が迎えられる様、頑張りたいと思います。

事業名：子どもグループ

番号	事業項目	実施日	実施場所	実施内容
1-1	あいさつ・声かけ活動事業 吉小児童、高中生徒の登校時の安全確保と、大きな声で朝の挨拶ができるようにする	5日 15日 25日 ／月	・吉浜公民館西 ・屋敷町 ・神谷板金前 ・吉浜小東 ・芳川町 ・八幡社東 ・八幡町4丁目 ・吉浜保育園東	校区内の8ヶ所の交差点に立ち、登校する吉浜小児童や高浜中生徒に「おはようございます」の挨拶をするとともに、横断旗で交通安全を図る。
1-2	子ども110番宅訪問及び吉浜小学校通学路確認事業 吉浜小学校へ新しく入学する園児親子を対象に、通学中の危険個所の確認及び途中にある110番宅を訪問する。	3月	公募・訪問を承諾された110番宅	4月に吉浜小学校に入学する児童を対象に保護者も一緒に歩くことにより、危険個所や通学時間などを知る110番宅を訪問し家人と顔合わせを行う。
1-3	子ども110番の旗設置事業 地域内で子どもを狙った犯罪を抑止し、子ども達の安全を確保する。	年間	公募による設置承諾の家及び町内会の役員宅	子どもたちの安全確保のため、110番の旗を設置して頂く家を募集し、ポールと旗を支給し、子どもたちの目につきやすい所へ設置する。 (随時更新)
1-4	夏休みラジオ体操事業 児童・園児の夏休み中の早起きや健康的な生活習慣を育成する。	8月後半	八幡社 丸畑公園 蛇抜公園 吉浜小学校	児童の健全育成、自主性、リーダーシップ育成を目的として、地域ごとの会場に分かれて朝のラジオを行う。

番号	事業項目	実施日	実施場所	実施内容
1-5	子ども七夕まつり ふれあいプラザ一帯を中心に、地域交流の促進を図る。	7/4	ふれあいプラザ周辺	ふれあいプラザ一帯に吉浜地区3幼保園児の作った笹竹を飾り、地域交流の促進を図る。
1-6	各種講座の開設 地域の方々を講師に迎え狙いに合った講座・教室を開催する ・子ども向け講座 ・趣味の講座 ・文化講座 こうした活動を通じて、地域による子育て・地域の人々の交流を図る	96回/年 12回/年 24回/年 12回/年 21回/年 1回/年 2回/年 48回/年 1回/年 (夏休み)	ふれあいプラザ	◎囲碁講座 ◎切手アート教室 ◎さわやか歌広場 ◎手芸講座 ◎生け花講座 ◎ケーキ作りコンテスト講座 ◎アレンジフラワー講座 ◎チューブ体操 <夏休み子ども講座> ◎プロの技を学ぼう ◎折り紙 ◎貯金箱 ◎いらいら棒 ◎手作りハンコでTシャツを作ろう
1-7	各種展示・交流事業 園児・児童・グループの作品展示を通じて交流を図る	随時	ふれあいプラザ	展示PR作品を通じて交流を図る
1-8	子どもたちと地域住民のふれあい事業	10/18	吉浜公民館	ふれあいコンサートを実施し、歌を通して子どもたちと地域住民のふれあいを図る。
1-9	幼児とヤングママのふれあい事業	36回/年	ふれあいプラザ	幼児を持つヤングママに遊びながら学べる幼児教育の場を提供する。同時に、ヤングママの話し合いの場を提供する。
1-10	子ども盆踊り大会	8/13・14	丸畑公園	地域の伝統である盆踊りを、子どもたちにも馴染んで貰い、子どもを基軸とした地域の絆を形成する。

事業名：高齢者いきがいグループ

番号	事業項目	実施日	実施場所	実施内容
2-1 (1)	深め合い事業 (健康体操) 高齢化に伴う筋力の低下を防止し、ストレッチ実施により健康の保持に努める	4回/月	ふれあいプラザ	床運動と椅子運動を毎月2回ずつ実施し健康増進を図る。
2-1 (2)	深め合い事業 (ウォーキング) 足腰を鍛えて高齢者の健康づくりを図る ウォーキング大会	2回/月 3/12	吉浜小学校区内 吉浜一周	毎回1時間程度で、コースを変えて吉浜地区内の4コースを歩く。 参加者には万歩計を貸与し、自らの歩数を確認し、成果を確認できるようにする。 年間1回としてウォーキング大会を実施する。(80分コース)
2-1 (3)	深め合い事業 (井戸端会議) 高齢者に外出の機会を提供し健康づくりを支援する	2回/月	ふれあいプラザ	地域の高齢者を対象に、折り紙教室など各種活動を支援し健康増進を図る。 あわせて七夕祭りなどで折り紙教室を実施し子どもとの交流を図る。
2-1 (4)	深め合い事業 (グラウンドゴルフ)	12月	小池グラウンド	・1回/年 吉浜地区同好者の交流の場として、大会を開催する。
2-1 (5)	深め合い事業 (健康講話) 高齢者のかかりやすい病気について学び予防に繋がりたい	9月 2月		今年は肩こり・腰痛対策と耳鼻咽喉の病気について学ぶ。
2-2	お互いじゃんネット事業 認知症徘徊者の捜索と見守りのためのネットを構築し、安心して住めるまちづくりを進める	4月発足	吉浜小学校区内	行政とタイアップし民生委員、町内会ならびに金輸機関・新聞店などと連携し、徘徊者の捜索と見守りを行う。 従来のこっこネットを包含した活動とする。

2-3 (1)	認知症対策事業 (啓蒙寸劇) 認知症の正しい知識 で見守り力を向上さ せ、安心できるまち づくりを進める	8/23	吉浜公民館	ちよいボケー座の公演を行い、認知 症に対する正しい知識の啓蒙をは かり、認知症サポーターの養成を行 う。
2-3 (2)	認知症対策事業 (回想法講座) 昔を回想し話し合う 講座を実施し認知症 予防をはかる	2回/年	ふれあいプラザ	歌やアーカイブスによる回想法を 実施し、脳の活性化をはかり、介護 予防、認知症予防につなげる。
2-3 (3)	認知症対策事業 (啓蒙のための講談と 歌)	11/中	吉貴 (人形芝居小屋)	講談や歌を取り入れて、楽しみなが ら認知症の知識をわかりやすく伝 え、その予防と進行の抑制をはかる
2-3 (4)	認知症対策事業 (認知症サポーター養 成事業)	12月	吉浜小学校	吉浜小学校で出前授業を行い、認 知症を正しく理解してもらい本人や 家族を見守る応援者を増やす活動 を行う。
2-4 (1)	自然塾事業 (農園事業) ふれあい農園で作物 の栽培収穫等を通して 園児とのふれあい、交 流を行う	4種類 /年	ふれあい農園	じゃがいも、さつまいも、玉ねぎ、大 豆の作付収穫を園児と一緒にやる。
2-4 (2)	自然塾事業 (園 児とのふれあい) 保育園主催各種行事 に参加しふれあい・交 流をはかる	4・5回 /年	吉浜保育園	七夕会、夏祭り、運動会、新年会など に参加し、園児たちとのふれあい・ 交流を図る。
2-5	男の料理教室事業 (男性の料理づくり教 室を開催し、料理作りを 通じていきがいと交流 を図る)	第3 月曜日	吉浜公民館	年間を通じて、簡単にできる男の料 理の基本を学び、家庭内での融和 と参加者の交流を図る。

事業名：伝統文化グループ

番号	事業項目	実施日	実施場所	実施内容
3-1	菊一本でまちづくり	4/上 5/上～ 6/下～ 7/上 7/中～ 10/中 8/上 10/下 11/7～15 11/16 11/下 12/中 12/下 1/中	ビニールハウス ビニールハウス 小学校、幼保園 中学校、菊畑 小学校、菊畑 各里親先へ 小学校 菊まつり会場 菊まつり会場 小学校→菊畑 小池農園菊畑 〃 親株畑 〃 菊畑	菊鉢及び菊苗育成トレー洗浄消毒 菊の芽挿しと育成管理 小学校、幼保園、里親菊の鉢植定植 中学校正門前、小池農園菊畑定植 菊の育成管理(水やり・除草・施肥・摘心、小学校の鉢菊に支柱・輪台取付) 里親菊の配布 小学校の大輪菊輪台付 小学校及び里親菊の展示 菊まつり展示菊の片付、小学校返却 鉢菊の整理(支柱、輪台外し含む) 親株畑の古株整理と耕運養生 親株の移植植え付け 菊畑の古株の整理と耕運養生
3-2	子ども菊人形製作	9/1～ 10/下 11/2～ 11/6 11/7～15 11/16 11/下	人形制作工房 名古屋城 小学校、幼保園 菊まつり会場 菊まつり会場 菊まつり会場 人形制作工房	胴がらの製作と貝塚イブキ付け 名古屋城菊人形展見学研修 子供菊人形の花付け 菊まつり会場設営、人形展示準備 子供菊人形の展示と花への水やり管理 菊まつり展示人形の片付 子供菊人形の解体整理
3-3	わがまち自慢の細工人形を盛り立てよう	3/下～ 5/上 7/27 9/上 11/中	細工人形工房 人形制作工房 人形制作工房 人形制作工房	吉浜細工人形保存会の人形制作に参加し、基本技術の指導伝授を受ける 細工人形技法を用いたワークショップ 巻き藁づくり講習会 細工人形技法を用いたワークショップ
3-4	人形文化の普及	随時	ふれあいプラザ 人形制作工房	吉浜細工人形の伝統を継承して行くため、高浜市人形文化研究会(作り隊と広め隊の分科会)で具体的な施策の検討と実行を行う。

事業名: 防犯グループ

番号	事業項目	実施日	実施場所	実施内容
4-1 (1)	みんなで吉浜を "マモルンジャー事業" (防犯教室・ 交通教室の開催)	随時	ふれあいプラザ 小池グラウンド等	多くの方が参加する機会に、防犯 や交通安全の講話を実施する。
4-1 (2)	みんなで吉浜を "マモルンジャー事業" (小学校・幼稚園・保育園 パトロール)	1回/月	小学校 幼稚園 保育園	吉浜小学校 吉浜幼稚園、 吉浜保育園 吉浜北部保育園 吉浜さんさん保育園 構内及び周辺のパトロールをす る。
4-1 (3)	みんなで吉浜を "マモルンジャー事業" (イベント開催時警戒)	年間 随時	人形小路 ふれあいプラザ 丸畑公園 吉浜公民館 菊まつり会場 吉浜公民館 人形小路	花まつり 七夕まつり 公民館盆踊り 公民館文化祭 菊まつり ふれあいコンサート ひなめぐり
4-1 (4)	みんなで吉浜を "マモルンジャー事業" (青パト乗車体験会)	7/22 7/23 7/24	吉浜公民館から約 15分間の区域	吉浜小学校児童と保護者に、防犯 活動や交通ルールを守ることのた くさを青パトに乗って体験する。
4-1 (5)	みんなで吉浜を "マモルンジャー事業" (赤色回転灯設置)	年間	吉浜地区	赤色回転灯を校区内に5個点灯 し、空き巣等の犯罪を防止する。
4-2 (1)	こっこパトロール事業 (住護の日) (徒歩パトロール)	毎月 15日	吉浜地区	ゴミを拾いながら環境美化を兼 ねた徒歩パトロールする。
4-2 (2)	こっこパトロール事業 (青パトによる パトロール)	昼3/週 夜2/週 深夜1 /月	吉浜地区	吉浜こっこパトロール隊員による 青パトによる3人一組のパトロール 町内会他の自主防犯パトロール
4-2 (3)	こっこパトロール事業 (青パト講習会)	2回/年 5月・11月	中央公民館	青パト参加者の希望者及び前回 受講後3年経過者に講習

事業名: 防災グループ

番号	事業項目	実施日	実施場所	実施内容
5-1	無線機取扱と交信訓練 まち協・町内会役員を対象とした無線機の取扱と更新訓練を実施する	6/7	ふれあいプラザ 駅前分室	◎MCA・トランシーバーの取扱方法 ◎トランシーバーの交信 ◎トランシーバーの維持管理
5-2	避難所開設訓練 大規模災害発生時における避難所開設訓練をマニュアルに基づいて実施する	6/21	吉浜小学校体育館 及び周辺	◎避難所の応急危険度判定訓練 ◎負傷者の搬送・応急手当訓練 ◎避難者の居場所誘導・名簿記入訓練 ◎避難者自主組織編制訓練 ◎避難者数集約・本部伝達訓練 ◎トイレ水流し訓練 他
5-3	防災センターの見学 小学校4年生以上の希望者を対象に防災センターの見学・体験会を実施する	夏休み	静岡県地震防災センター	◎家屋の耐震・家具の転倒防止 ◎津波発生シミュレーション鑑賞 ◎地震の揺れ体験 ◎防災対策グッズの見学 ◎緊急地震速報システムの学習
5-4	安否確認シートの改善 利便性・確実性の改善	6/上 -7/上	ふれあいプラザ	利便性・確実性を考慮した方式に改善する。
5-5	地震の揺れ体験会 地震の揺れを体感し、地震の怖さを認識する	10/26	渡し場まつり会場	起震車により「東日本大震災」の揺れを体験する。(アンケート)
5-6	総合防災訓練 町内会と連携した訓練を実施する	9/6	町内会会場 ふれあいプラザ	◎町内会訓練内容の検討 ◎避難者・被害・タオル掛け結果の集約 ◎集約結果を市本部へ無線伝達
5-7	親子防災グッズ作成会 親子で防災グッズの作成する	11/15	ふれあいプラザ	◎模型を利用した地震被害発生現象の解説 ◎身近な材料を用いた防災グッズの作成
5-8	避難所備品倉庫の管理 避難所備品倉庫保管中の備品の数量確認を実施する	8月 2月	吉小体育館南 吉小北門東	◎チェックシートによる数量チェック

事業名: 環境グループ

番号	事業項目	実施日	実施場所	実施内容
6-1	<p>道路清掃事業</p> <p>地域住民、近隣企業の参加によりモデル道路の清掃、除草活動を行い地域の交流と環境美化意識の高揚を図り、きれいな吉浜をつくる</p>	<p>7/26</p> <p>2/14</p>	<p>7月 吉浜堤防道路 県道碧南高浜環状線</p> <p>2月 県道名古屋碧南線 各町内会道路 各企業廻り</p>	<p>年2回県道、市道、吉浜堤防道路等を地域住民、近隣企業と共同でゴミ拾いや除草をする。 実施場所は町内会と話し合い決定する。 近隣企業にも協力してもらい実施する。 (26年度は12社が協賛参加)</p>
6-2	<p>公園、道路の美化事業</p> <p>やすらぎのあるまちづくり 花いっぱい空間づくり 公園や広場の一角、歩道の植込みの最大利用</p>	<p>随時</p>	<p>校区内各公園 吉浜駅前 小池町五・六丁目 まち角花壇 人形小路沿い 通学路沿い</p>	<p>花壇の里親制度により、地域の方に維持管理をお願いする。 (里親:37名、33箇所) 県道碧南高浜環状線の歩道の植込み 約1kmの環境美化を行う 八幡町の桜並木が老朽化している。ここは通学路のため子供たちの安全を図る必要がある。倒木の危険があるか見ていく。危険箇所を発見したら市役所へ連絡する</p>
6-3	<p>自然との共生事業</p> <p>吉浜の海岸、河口付近に飛来する野鳥を観察する中で自然の良さと、共生について考える機会をつくる</p>	<p>12/6</p>	<p>吉浜堤防道路</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・野鳥観察を行いながら自然とふれあう ・数名のインストラクターの指導を受け 野鳥の知識を増やし親しむ ・堤防道路のゴミ拾いもして環境美化の実施をする

事業名: 広報事業

番号	事業項目	実施日	実施場所	実施内容
7-1	広報事業	年間	吉浜小学校区内 他 各行事開催箇所	◎こっこ通信発行 こっこ通信(昨年並発刊予定) ◎ブログの運営 ブログの書き込み(昨年155件) ◎掲示板情報収集と展示 随時 ◎他まち協との情報交換 随時 ◎他団体との情報交換 随時 ◎各地域の情報収集 随時
7-2	パネル展示事業	年間	吉浜小学校区内 他 各行事開催場所	年間を通じて吉浜まちづくり協議会の活動が目に見える形にして展示する。 吉浜細工人形等の歴史的資料を展示する。 各種イベント案内等ポスター作成する。
7-3	アーカイブス事業 歴史的資料の展開と保管する 吉浜・高浜・高取に関する写真・資料とこぼれ話等を多くの人に伝える	年間	ふれあいプラザ イベント会場 出前報告	アーカイブスに関するブログ (昨年は26件) 福祉関係・図書館・小学校・集会所・健康自生地・プラザ等で広報活動報告会を開催する。 (昨年は合計約900名に報告)
7-4	映像事業	年間	高浜市内	吉浜まち協が取り組んでいる活動を動画として記録して、菊まつり会場・視察団体・理事会・各グループ会合・総会等で紹介する。

事業名: 食育事業

番号	事業項目	実施日	実施場所	実施内容
8-1	園児に各種シーズン野菜の植付と収穫作業の指導とサポートおよびふれあい	年間 随時	北部保育園 なかよし農園 他	大根・じゃがいも・にんじん・さつまいも・すいか・玉ねぎ他、種類を拡大し、植え付け、収穫へのガイドとサポートを実施する。 * 北部保育園以外の園児にも必要に応じ拡大してゆく。
8-2	園児および家族に代表野菜収穫(いも類・玉ねぎなど)の指導とサポートおよびふれあい	年間 随時	北部保育園 なかよし農園 他	さつまいも・じゃがいも・にんじん・大根・玉ねぎなどの代表野菜の収穫へのガイドとサポートおよびその準備を実施する。 * 北部保育園以外の園児にも必要に応じ拡大してゆく。
8-3	北部保育園行事への参加で園児、家族とのふれあい	6・7・10・ 1・2月	北部保育園	北部保育園の野菜収穫祭・生活発表会などの行事に参加、話題等の提供とふれあいを行う。

事業名: 10年史編纂事業

番号	事業項目	実施日	実施場所	実施内容
9-1	吉浜まちづくり協議会 設立10周年記念誌の編纂	随時	ふれあいプラザ	吉浜まちづくり協議会の10年の歩みを振り返り、その中から次のステップに向けての考え方を議論してゆく一助とする。 10周年記念イベントを議論し、その準備を行う。 イベントに際して、記念冊子を配布し、吉浜まちづくり協議会の活動の理解を深める。

収支予算計画

<収入の部>

(金額単位:円)

摘要	(A)H27予算	(B)H26実績	(A-B)対前年差異	備考
事業収入	19,272,398	20,374,107	-1,101,709	
予算枠事業	9,155,000	9,964,000	-809,000	
委譲事業	4,917,000	5,137,000	-220,000	
委託事業	5,200,398	5,273,107	-72,709	
雑収入	21,000	32,291	-11,291	
受取利息	1,000	1,486	-486	
その他	20,000	30,805	-10,805	
小計	19,293,398	20,406,398	-1,113,000	
前期繰越金	4,850,104	3,172,883	1,677,221	
収入合計	24,143,502	23,579,281	564,221	

摘要	(A)H27予算	(B)H26実績	(A-B)対前年差異	備考
子どもグループ	1,051,000	1,182,148	-131,148	
高齢者グループ	648,000	525,779	122,221	
伝統文化グループ	3,117,000	3,411,835	-294,835	
防犯グループ	1,864,000	1,594,462	269,538	
防災グループ	509,000	425,530	83,470	
環境グループ	947,000	846,441	100,559	
ふれあいフェスタ	0	723,138	-723,138	体育館補修
広報事業	594,000	528,076	65,924	
食育事業	211,000	216,438	-5,438	
10年史編纂事業	362,000	0	362,000	
公園管理事業	2,787,000	2,588,683	198,317	
事業運営費	2,000,000	1,413,540	586,460	
プラザ管理費	5,200,398	5,273,107	-72,709	
予備費	1,000,000	0	1,000,000	駐車場問題他
小計	20,272,398	18,729,177	1,543,221	
当期繰越金	3,871,104	4,850,104	-979,000	
支出合計	24,143,502	23,579,281	564,221	

1) 改定理由

平成26年12月高浜市市議会定例議会において、「高浜市まちづくり協議会条例」の議決された。

その条文には、「住民（在住・在勤・在学）が、まちづくり協議会の構成員である」ことが明記されている。

そこで、条例との整合性を取るのが、最大の目的である。

更には、前回の改定から3年余を経過して、実態と合わない箇所の修正も同時に行う。

2) 主な改定内容

- ① 吉浜まちづくり協議会の会員は、すべての吉浜の住民（在住・在勤・在学）である。
- ② 従来の「正会員」に代わり、グループ会議のメンバーを「グループ・メンバー」として、総会での議決権を持つものとする。
- ③ 従来の「協力会員」に代わり、個々の事業に協力してくれる人たちを「フレンドリー・メンバー」として登録する。と同時に、従来は企業もこのカテゴリーに属していたが、これを「協力企業」として別途リスト・アップする。
- ④ 「理事長」という名は「会長」に、「理事会」は「役員会」に名称変更する。
- ⑤ その他、理事会において動議が提出できない等の、不合理な部分については、実情を見極め改定する。

3) 改定・施行日

改定日 平成27年4月23日

施行日 平成27年4月23日

第1章 総則

第1条（名称）

この会は、吉浜まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

第2条（事務所）

協議会の事務所は、高浜市屋敷町二丁目3番地15に置く。

第2章 目的及び事業

第3条（目的）

協議会は、「子どもたちには未来を！高齢者にはいきがいを！家庭には笑顔を！地域には絆を！」の理念のもと、吉浜小学校区内の住民及び各種団体が連帯感と自治意識を持ち、地域の問題解決に努力し、安心・安全で活気のある魅力的なまちづくりを推進することを目的とする。

第4条（事業）

協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 子どもの健全育成に関する事業
- (2) 高齢者の生きがいに関する事業
- (3) 伝統文化の発展に関する事業
- (4) 防犯対策に関する事業
- (5) 防災対策に関する事業
- (6) 環境保全の推進に関する事業
- (7) ふれあいプラザの運営に関する事業
- (8) その他協議会の目的達成のために必要な事業

第3章 会員

第5条（会員の種別）

協議会の会員は、次の通りとする。

- (1) 吉浜小学校区在住・在勤・在学のすべての住民
- (2) 吉浜地区ゆかりの活動家で、会長がその活動を認めるもの。
2 前項に定める会員のうち、協議会の活動に賛同し、担い手となる人たちを、以下の様に区分する。
 - (1) グループ・メンバー
各グループのいずれかに属し、事業の企画・運営に参加する個人
 - (2) フレンドリー・メンバー

各グループには属さないものの、単独の事業に協力・参加する個人

(3) 協力団体・企業

事業に直接・間接協力して頂ける団体・企業

第6条（グループ・メンバーの権利）

グループ・メンバーは、協議会の開催する総会における議決権を持つ。

第7条（グループ・メンバーの権利の喪失）

グループ・メンバーが、次のいずれかに該当するときは、総会における議決権を喪失する。

(1) 本人が、何らかの事由により、当該グループのメンバーを外れたとき

(2) 本人が、死亡あるいは重篤な疾病等により、当該グループでの活動が不可能になったとき

(3) 本人が、吉浜小学校区の住民でなくなったとき

(4) 本人に、宗教活動・特定の政治活動・個別の営業活動等において、協議会の理念に反する行為があったとき

(5) 暴力団員又はその関係者であることが分かったとき

第8条（グループ・メンバーの構成）

総会におけるメンバー構成は、公平性を維持するために、吉浜小学校区内の八幡町新田町・小池町・屋敷町・呉竹町・芳川町の五つ（六つ）の町で均等に構成されるように努める。

第4章 役員等

第9条（役員の選別及び定数）

協議会は、次の役員を置く。

(1) 理事 30名以上60名以内

(2) 監事 若干名

2 理事の中から、次の役職を設ける。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 若干名

第10条（選任等）

理事は、協議会を構成する団体の長或いはそれに準ずる者、及び各グループのリーダー若しくはサブ・リーダー、及びその他協議会のグループ・メンバー等から総会において選任する。

2 会長及び副会長は、理事の中から選任し総会で決議する。

3 監事は、理事又は協議会の事務局員を兼ねることはできない。

4 会長が欠員となった場合は、副会長の中から予め決められた順位に基づいて選任し、役員会で承認する。

5 会長以外の役員が欠員となった場合は、必要に応じて会長が代行者を指名し、役員会で承認することができる。

第11条（職務）

会長は、協議会を代表して会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。

3 理事は、役員会を構成し、この規約の定め並びに総会及び役員会の議決に基づき、協議会の業務を執行する。

4 監事は、協議会の会務の執行及び会計を監査し、その結果を役員会及び総会に報告する。

第12条（任期等）

役員任期は、原則として2年とする。ただし再任は妨げない。

2 補欠のため、又は増員により選任された役員任期は、前項の規定にかかわらず、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第13条（解任）

役員が次の各号のいずれかに該当するときは、役員会の議決を経て解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反、又はその他役員としてふさわしくない行為があったとき

2 前項の規定により解任しようとするときは、その役員にあらかじめ通知するとともに、解任を議決する役員会において弁明の機会を与えなければならない。

第14条（報酬等）

役員は、無報酬とする。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前項に関し必要な事項は、会長が提案し役員会で承認を得る。

第15条（顧問）

協議会は、顧問を置くことができる。

2 顧問は若干名とし、有識者のうちから、役員会の推薦を経て会長が委嘱する。

3 顧問は、会議に出席して意見を述べることができる。

第16条（事業グループ）

協議会は、第4条各号に掲げる事業に関して、事業グループを設けることができる。

2 グループ・メンバーは、いずれかの事業グループに所属するものとする。この場合に

において、事業遂行上必要があると認めるとき、又は本人が希望するときは、複数の事業グループに所属することができる。

3 事業グループにグループ・リーダーを置き、その選出はメンバーの中から互選によって定める。また必要に応じて複数のサブ・リーダーを置くことができる。その選出はグループ・リーダーの指名に基づき、グループ会議で決定する。

4 事業グループは、グループ会議を開催し、所掌する事業の企画並びに運営を行う。

第17条（事務局）

協議会は、その管理運営を処理するために事務局を設け、事務局長及び事務局員を置く。

2 事務局長及び事務局員は、会長が指名をして代表者会議で承認する。

3 事務局の組織運営に関する必要事項は、会長が起案して代表者会議で承認する。

4 協議会の管理運営に関しては、会長・副会長と事務局員等からなる事務局会議で決定をするが、影響の大きな問題に関しては、代表者会議の承認を得るものとする。

5 グループ・メンバー及び理事の名簿等は、事務局で管理する。

第5章 総会

第18条（総会の種別）

総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

第19条（構成）

総会は、グループ・メンバーをもって構成する。

第20条（権能）

総会は、次の事項について議決する。

- (1) 規約の改定
- (2) 協議会の解散
- (3) 事業計画及び収支予算
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員を選任又は解任及び会員の除名
- (6) その他運営に関する重要事項

第21条（開催）

通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 役員会が必要と認め、招集の請求をしたとき
- (2) グループ・メンバーの5分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

第22条（招集）

総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項各号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第23条（議長）

総会の議長は、その総会において出席したグループ・メンバーの中から選出する。

第24条（定足数）

総会は、グループ・メンバーの2分の1以上の出席がなければ開会することができない。但し、委任状提出者も出席とみなすことができる。

第25条（議決）

総会における議決事項は、第22条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この規約で別に定める場合を除き、出席したグループ・メンバーの過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第26条（議決権等）

やむを得ない理由のため総会に出席できないグループ・メンバーは、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決に参加することができる。又、他のグループ・メンバーを代理人として委託し、議決に参加することもできる。

2 前項の規定により議決の意志を表明したグループ・メンバーは、第24条、前条第2項、次条第1項第2号及び第46条の規定においても、総会に出席したものとして扱う。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有するグループ・メンバーは、その議事の議決に加わることができない。

第27条（議事録）

総会の議事は、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) グループ・メンバー総数及び出席者数、書面出席者・委託出席者がある場合は、その数を付記する。

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

3 総会資料・総会議事録などは、会員が閲覧することができる。

第6章 役員会

第28条（構成）

役員会の構成は、理事・監事・顧問・事務局員とする。

第29条（機能）

役員会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第30条（開催）

役員会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催し、概ね年6回の開催を目処とする。

- (1) 会長が必要と認め、召集の請求をしたとき
- (2) 代表者会議からの要請があったとき
- (3) 理事総数の5分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき

第31条（招集）

役員会は、会長が招集する。

2 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第32条（議長）

役員会の議長は、会長或いは会長が指名した者が、その任にあたる。

第33条（定足数）

役員会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

第34条（議決）

役員会における議決事項は、第31条第2項の規定によってあらかじめ通知した事項とするが、出席者から追加で提案があった事項についても審議並びに議決することができる。

2 役員会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、理事可否同数のときは、議長の決するところによる。

第35条（議決権等）

やむを得ない理由のため役員会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって賛否の意思表示をすることができる。

2 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の規定の適用については、役員会に出席したものとみなす。

3 役員会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

第36条（議事録）

役員会の議事は、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) メンバー総数、出席者数及び出席者氏名
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

3 議事録は、その役員会への出欠の如何にかかわらず全員に配布される。

第7章 代表者会議

第37条（構成）

代表者会議は、会長、副会長、グループ・リーダー、町内会長又はそれに準ずる者、事務局長及び事務局員をもって構成する。また、必要に応じてメンバーを追加選任することができる。

第38条（権能）

代表者会議は、次の事項について協議する。

- (1) 役員会の開催
- (2) 役員会に付議すべき事項
- (3) 各グループ間の課題・調整を必要とする事業
- (4) 各団体間の課題・調整を必要とする事業
- (5) 事務局の組織運営に関する必要事項
- (6) 補正予算の正当性
- (7) 行政への申請事項・調整事項

第39条（会議）

代表者会議は、月1回の開催を原則とするが、必要に応じ追加開催できる。

2 代表者会議は、会長が招集する。

3 代表者会議の議長は、会長或いは会長が指名する者がこれにあたる。

- 4 代表者会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 5 協議事項があった場合には、議事録を作成し全員に配布する。

第8章 資産及び会計

第40条（資産の構成）

協議会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 寄付金品
- (2) 財産から生じる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

第41条（事業計画及び予算）

協議会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

第42条（予備費の設定及び使用）

予備費は、予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算の中に設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、代表者会議の承認を必要とする。

第43条（補正予算の策定）

予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、補正予算を策定し役員会の承認を得なければならない。

第44条（事業報告及び決算）

協議会の事業報告及び収支決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次の事業年度に繰り越すものとする。

第45条（事業年度）

協議会は、毎年4月1日から翌年3月31日を事業年度とする。

第9章 規約の変更及び解散

第46条（規約の変更）

この規約は、総会に出席したグループ・メンバーの4分の3以上の議決を経なければ変更できない。

第47条 (解散)				
協議会は、総会の議決に基づいて解散することができる。				
2 前項の規定により解散する場合は、グループ・メンバー総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。				
第48条 (残余財産の帰属)				
協議会が解散したときに残存する財産は、高浜市に譲渡するものとする。				
第10章 雑則				
第49条 (細則)				
この規約の施行に伴う必要な細則は、役員会の議決を経て、会長がこれを定める。				
設定 平成 19 年 3 月 31 日				
改定 平成 23 年 3 月 15 日				
改定 平成 27 年 4 月 23 日				

第4号議案 平成27年度 役員・理事・監事（案）

理事

（敬称略:順不同）

No	役職	氏名	備考	区分
1	会長	古橋 亘	前子どもGリーダー	留任
2	副会長	都築 正治	防犯Gリーダー	留任
3	副会長	中川 庄嗣	高齢者いきがいGリーダー	留任
4	理事	内藤 尚仁	子どもGリーダー	新任
5	理事	内藤 皓嗣	伝統文化Gリーダー、人形小路の会会長	新任
6	理事	中川 等	防災Gリーダー、前呉竹町町内会長	留任
7	理事	杉浦 恵意	環境Gリーダー	新任
8	理事	村松 輝一	広報部長、高浜市文化協会会長	留任
9	理事	石橋 勝治	吉浜公民館館長、前副理事長	留任
10	理事	鈴木 英嗣	前吉浜公民館長、元環境Gリーダー	留任
11	理事	中川 信市	吉浜地区いきいきクラブ連絡会会長	留任
12	理事	浅岡 律子	吉浜地区民生委員	留任
13	理事	中川 正俊	吉浜地区民生委員	留任
14	理事	杉浦 務	吉浜細工人形保存会会長	留任
15	理事	岡本 万里子	吉浜盆踊り保存会代表	留任
16	理事	奥野 逸子	吉浜盆踊り保存会副代表	新任
17	理事	篠田 憲和	消防団第三分団団長	新任
18	理事	柳町 実保子	吉浜地区健康づくり推進委員代表	新任
19	理事	杉浦 峰行	J A あいち中央吉浜支店支店長	留任
20	理事	鈴木 順子	J A あいち中央吉浜支店女性部執行副部長	留任
21	理事	野々山 知久	高浜市立高浜中学校校長	留任
22	理事	黒野 盛聖	高浜市立吉浜小学校校長	留任
23	理事	箕浦 順子	高浜市立吉浜小学校教頭	新任
24	理事	杉浦 大也	高浜市立吉浜小学校PTA会長	新任
25	理事	神谷 真己	前高浜市立吉浜小学校PTA会長	留任
26	理事	野々山正人	ぼっぼっぼ店長	留任
27	理事	神谷 孝一	ぼっぼっぼ経理部長、人形小路の会事務局長	留任
28	理事	鈴木 貞利	ぼっぼっぼ営業部長	留任
29	理事	神谷 正巳	渡し場かもめ会会長、前伝統文化Gリーダー	留任
30	理事	村瀬 稔	前環境Gリーダー	留任
31	理事	鈴木 和見	八幡町新田町町内会長、高浜市行政連絡会会長	新任
32	理事	内藤 博忠	小池町町内会長、元環境Gリーダー	再任
33	理事	浅岡 憲隆	屋敷町町内会長	新任
34	理事	杉浦 茂樹	呉竹町町内会長	新任
35	理事	牧 信儀	芳川町町内会長	新任

36	理事	加藤 意敏	前八幡町新田町町内会長	留任
37	理事	横井 光義	前小池町町内会長、吉浜地区民生委員	留任
38	理事	奥野 暁	前屋敷町町内会長	留任
39	理事	神谷 鎔一	前高齢者いきがいGリーダー	留任
40	理事	川澄 鈔夫	元高齢者いきがいGリーダー	留任
41	理事	中川 勝利	元呉竹町町内会長	留任
42	理事	加藤 康二	元小池町町内会長	留任
43	理事	石川 貴至		留任
44	理事	稲葉三千夫		留任
45	理事	内藤 司		留任

監事

No	役職	氏名	備考	区分
1	監事	杉浦 政憲	元芳川町町内会長	留任
2	監事	野々山照二	元呉竹町町内会長	留任

顧問

No	役職	氏名	備考	区分
1				
2			市議員については、選挙終了後委嘱する	
3				
4				

退任理事

No	役職	氏名	備考	区分
1	理事	都築 史良	前理事長	退任
2	理事	都築 伝七	前人形小路の会会長	退任
3	理事	内藤 和枝	前吉浜盆踊り保存会代表	退任
4	理事	河合 咲子	前吉浜地区健康づくり推進委員代表	退任
5	理事	亀島 真治	前高浜市立吉浜小学校教頭	退任
6	理事	古橋 武文	元高浜市立吉浜小学校PTA会長	退任
7	理事	菅野 洋一	前芳川町町内会長	退任
8	理事	長谷部克文	元八幡町新田町町内会長	退任
9	理事	古橋 三男	元小池町町内会長	退任
10	理事	寺田 正人	元屋敷町町内会長	退任
11	理事	磯村 賢弘	元呉竹町町内会長	退任
12	理事	杉浦 良平	元芳川町町内会長	退任

*尚、事務局員については、5/12(火)代表者会議にて決定する。

(表) 吉浜まちづくり協議会イベント・カレンダー

摘要	子どもG	高齢者G	伝統文化G	防犯G	防災G	環境G	その他
4月							4/23 通常総会
5月			(5/8-10 花の塔)				
6月					6/7 無線機訓練 6/21 避難所 開設訓練		
7月	7/4 子ども 七夕まつり			7/22-24 青 パト乗車体験		7/26 道路清掃	6/2 役員 会&懇合会
8月	8/13・14 子ども盆踊	8/23 ちよい ボケ一座					
9月					9/6 総合 防災訓練		9/29 役員会
10月	10/18 ふれ あいコンサート				10/26 地震 揺れ体験会		
11月			11/9-17 子ど も菊人形		11/15 防災 グッズ作成会		
12月						12/6 野鳥観察	12/22 反省 会&懇親会
1月							1/26 役員会
2月						2/14 道路清掃	
3月		3/12 ウォーキン グ大会					3/29 役員会
4月							4/12 役員会 4/26 通常総会

吉浜まちづくり協議会事務局
 高浜市屋敷町2-3-15
 Tel. & Fax. 0566-52-1101
 平成27年4月23日